

【第4号議案】

八王子市町会自治会連合会会則（改正素案）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1章 総 則 第2章 組織・運営 第3章 事 業</p> <p>第4章 役 員 (役員) 第5条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 会計 2名 (4) 監事 3名 (5) 常任理事 26名以内 (6) 理事 若干名</p> <p>(職務) 第6条 役員の任務は次のとおりとする。 (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。 (3) 会計は、本会の会計を処理する。 (4) 監事は、会務並びに会計を監査する。 (5) 常任理事は、会の運営に関する事項を協議する。 (6) 理事は、会の運営に関する事項の相談及び協議する。</p> <p>(選出) 第7条 役員の選出方法は次のとおりとする。 (1) 会長、副会長及び会計は、地区連合会長の中から選任する。 (2) 監事は、地区連合会長を経験した町会長等から選任する。但し、適任者がいない場合は、地区連合会長又は町会長等の中から選任する。 (3) 会長及び監事は、別に定める役員選考委員会規程で選考委員会を設置し、候補者の選考を行い、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。 (4) 副会長及び会計は、会長が推薦し、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。 (5) 常任理事は、地区連合会長を以て充てる。 (6) 理事は、監事（地区連合会長の中から選任された監事を除く）を以て充て、会長が推薦し、常任理事会で決定する。</p> <p>(任期) 第8条 略</p> <p>(顧問) 第9条 本会に、常任顧問、顧問及び相談役を置くことができる。 2. 常任顧問は、退任した会長を以て充て、任期は2年とする。 3. 常任顧問は会長経験者として、本会の運営が支障なく行われるための会長からの諮問に応える。 4. 常任顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。 5. 顧問及び相談役は、常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。</p>	<p>第1章 総 則 第2章 組織・運営 第3章 事 業 ] 改正なし</p> <p>第4章 役 員 (役員) 第5条 本会に次の役員を置く。 (1) 改正なし (2) 改正なし (3) 改正なし (4) 常任理事 第7条(2)号に定める地区連合会長の数 (5) 監事 2名 (6) この号 削除</p> <p>(職務) 第6条 役員の任務は、次のとおりとする。 (1) 改正なし (2) 改正なし (3) 改正なし (4) 常任理事は、会の運営に関する事項を協議する。 (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。 (6) この号 削除</p> <p>(選出) 第7条 役員の選出方法は、次のとおりとする。 (1) 改正なし (2) 常任理事は、会長、副会長及び会計以外の地区連合会長とする。 (3) 監事は、地区連合会長経験者又は地区連合会長以外の町会長等の中から選任する。 (4) 改正なし (5) 改正なし (6) この号 削除</p> <p>(顧問及び相談役) 第9条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。 2. 顧問及び相談役は、常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。</p>	<p>順番整理 地区連合会の増減に対応</p> <p>見直しに伴い減員（監事） 監事の規定を整備することで、理事に関する規定は不要。</p> <p>順番整理</p> <p>監事の規定を整備することで、理事に関する規定は不要。</p> <p>順番整理</p> <p>常任理事と三役との区別を明文化</p> <p>監事は執行部（会長・副会長・会計・常任理事）以外から選出。ただし、町会等の活動に関する知識、経験が必要</p> <p>監事の規定を整備することで、理事に関する規定は不要。</p> <p>顧問及び相談役は、必要に応じて機能すればよいので、「常任」である必要なし。</p>

<p><b>第5章 会議</b></p> <p>(会議)</p> <p>第10条 会議は、定期総会、臨時総会、常任理事会、三役会とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>(総会)</p> <p>第11条 略</p> <p>(三役会)</p> <p>第12条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。</p> <p>2. 略 3. 略</p> <p>(常任理事会)</p> <p>第13条 常任理事会は、会長・副会長・会計・常任理事・理事を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べ POSSIBILITY ことができる。</p> <p>2. 略 3. 略</p> <p>第6章 専門部</p> <p>(専門部)</p> <p>第14条 会務遂行のため必要に応じて、常任理事会の合議により、別に定める専門部規程で専門部を設置することができる。</p> <p>第7章 事務局</p> <p>第8章 会計</p> <p>付則1～7 省略</p> <p>8. 令和3年5月30日に改正し、施行する。</p>	<p><b>第5章 会議</b></p> <p>(会議)</p> <p>第10条 会議は、定期総会、臨時総会、常任理事会及び三役会とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>(総会)</p> <p>第11条 改正なし</p> <p>(常任理事会)</p> <p>第12条 常任理事会は、会長、副会長、会計及び常任理事を以て構成し、総会に次ぐ意思決定機関として、本会の運営に必要なすべての事項について審議する。但し、監事は出席し意見を述べ POSSIBILITY ことができる。</p> <p>2. 改正なし 3. 改正なし</p> <p>(三役会)</p> <p>第13条 三役会は、会長、副会長及び会計を以て構成し、常任理事会に先立ち、本会の運営に必要な主な事項について審議する。但し、監事は出席し意見を述べ POSSIBILITY ことができる。</p> <p>2. 改正なし 3. 改正なし</p> <p>第6章 専門部</p> <p>(専門部)</p> <p>第14条 会務遂行のため必要に応じて、常任理事会の議決により、別に定める専門部規程で専門部を設置し、又は改廃することができる。</p> <p>第7章 事務局 改正なし</p> <p>第8章 会計 改正なし</p> <p>付則1～8 省略</p> <p>9. 令和4年5月29日に改正し、施行する。</p>	<p>表記を整理</p> <p>第10条にあわせ、三役会と常任理事の順番を入れ替える。 常任理事会の位置付けと役割を明確にする。 監事の規定を整備することで、理事に関する規定は不要。</p> <p>常任理事会と三役会との役割の違いを明確にする。</p> <p>「規程」の改廃手続き規定がないため、常任理事会の審議事項として整備する。</p>
--	--	--